

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 011-232-1385  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

## 告示

- 地方自治法による包括外部監査契約の締結 (総務部総務課) 五六
- 包括外部監査契約の締結に係る相手方の資格証書 (総務部総務課) 五六
- 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課) 五六
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課) 五六
- 大沼国定公園に関する公園事業の一部決定 (自然環境課) 五七
- 暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定 (自然環境課) 五七
- 富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の一部決定 (自然環境課) 五七
- 有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 五七
- 北海道立社会福祉総合センターの使用料の徴収事務の委託 (地域福祉課) 五八
- 北海道立工業技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託 (地域福祉課) 五八
- 大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (産業振興課) 五八
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 五八
- 北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託 (地域産業課) 五八
- 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託 (地域産業課) 六〇
- 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託 (地域産業課) 六〇
- 肥料の登録 (道産食品安全室) 六〇
- 北海道立産業共進会場の使用料の徴収事務の委託 (農政課) 六〇
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (農政課) 六一
- 道管換地計画の決定 (農地調整課) 六一
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定 (土地改良指導課) 六一
- 道管土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 六一
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 六三
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 六三

## 公表

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法(建設部所管分)の一部改正 (建設情報課) 六四
- 公共測量の終了の通知(二件) (建設部総務課) 六四
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 六四
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 六五
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 六六

- 平成十四年度北海道予算の要領 (財政課) 六七
- 公印の作成及び廃止 (法制文書課) 八五

## 公告

- 公募型プロポーザルの実施 (文書館) 八九
- 道内土木現業所告示
- 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場の使用料の徴収事務の委託 九〇
- 道教育委員会委員長告示
- 一般競争入札の資格に関する公示 九〇
- 一般競争入札の実施 九一
- 道人事業委員会規則 九一

- 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則 九一

### 公布された規則のあらまし

職員に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則六一二八)

#### 一 趣旨

組織改正に伴い、教育委員会の本庁次長級の職が廃止され、局長級の職が新設されたこと及び保健婦助産婦看護婦法及び北海道行政組織規則の改正に伴い、「保健婦」を「保健師」、「助産婦」を「助産師」、「看護婦」を「看護師」、「看護士」を「看護師」、「准看護婦」を「准看護士」を「准看護師」に改正されたため、この規則を制定することとした。

#### 二 内容

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の別表第一及び第二を改正することとした。

#### 三 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

告 示

北海道告示第 636 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 篠本 道男

(2) 住 所 札幌市豊平区西岡1条9丁目2番3号

2 契約の期間の始期

平成14年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

北海道告示第 637 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の19の25第2項の規定により、道が包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面は、平成14年4月9日から5月9日まで北海道総務部総務課に備え置いて閲覧に供する。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 638 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年3月25日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番3号

野村興産株式会社 代表取締役社長 兼丸 敬 敬

(3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

常呂郡留辺蘂町字富士見217番地の1

(4) 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2号

（一般廃棄物最終処分場）

(5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却灰（塵乾電池、塵蛍光灯）

2 法第8条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道網走支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 留辺蘂町住民課 午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成14年4月9日から同年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

3 意見書の提出

(1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085 - 8558 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域政策部環境生活課）に平成14年5月23日（木）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第 639 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年 3月25日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番3号

野村興産株式会社 代表取締役社長 兼丸 徹

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

常呂郡留辺蘂町字富士見217番地の1

(4) 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ（管理型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道網走支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 留辺蘂町住民課 午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成14年4月9日から同年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085 - 8558 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域政策部環境生活課）に平成14年5月23日（木）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第 640 号

自然公園法（昭和33年法律第161号）第12条第4項の規定に基づき、大沼国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第12条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び留辺蘂支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成14年 4月 9日

公園事業の名称及び種類 大沼園地 北海道知事 堀 達 也

位 置 亀田郡七飯町（大沼）

北海道告示第 641 号

自然公園法（昭和33年法律第161号）第12条第4項の規定に基づき、暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第12条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び留辺蘂支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

1 単独施設

公園事業の名称 位 置

赤岩園地 苫前郡羽幌町（赤岩）（天売島）

2 道路（歩道）

道路線名 起 点 及 び 終 点

オソコ林線 起点 苫前郡羽幌町（白浜園地）

終点 苫前郡羽幌町（白浜灯台）

終点 苫前郡羽幌町（豊崎）

終点 苫前郡羽幌町（東浜）

北海道告示第 642 号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第5条第2項の規定に基づき、富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条例第5条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び上川支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

公園事業の名称及び種類 北の峰スキー場 北海道知事 堀 達 也

位 置 富良野市（北の峰）

北海道告示第 643 号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年 4月 9日

第1355号

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	達也指定の理由
邦画	レイア痴女 撫でくり廻す	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	オー・ド・ザイ	パシオン		
同	今昔伝奇 花神	ゲルーズコーポレーション		
同	懺殺OL	オーピー映画		
同	探偵物語 甘く淫らな畏	新東宝映画		
同	尼寺の艶ごと	新日本映像		
同	義母尻 息子がしたい夜	同		
同	ハレンチ・ファミリー	新東宝映画		
同	寝ワザで一発	同		
同				

北海道告示第 644 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立社会福祉総合センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
- 2 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道告示第 645 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立工業技術センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 財団法人函館地域産業振興財団
- 2 所在地 函館市桔梗町379番地

北海道告示第 646 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ポスツール函館  
函館市西桔梗213 - 4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 3 株式会社ポスツール 代表取締役 大川 祐一  
札幌市白石区本通21丁目南1 - 10  
市町村から聴取した意見の概要
  - ・開発行為許可のために必要な協議を引き続き行うこと。
  - ・駐車場法に基づき技術基準に関する協議を行うこと。
  - ・閉店時における周辺の交通渋滞対策に配慮すること。
  - ・交通対策については、基本合意しているが、細部協議は引き続き行うこと。
  - ・歩行者（駐車場内を含む）の安全確保のため、信号機、横断歩道、標識等の設置など必要な対策について、十分関係先と協議を行うこと。
  - ・函館市都市景観条例に基づき届出及び事前協議を行うこと。
- 4 同法8条第2項の規定により述べられた意見の概要
  - ・交通渋滞対策について
  - ・排気ガス対策について
- 5 意見の縦覧
  - (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道渡島支庁商工労働観光課
  - (2) 縦覧期間  
平成14年4月9日（火）から5月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に開する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第 647 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。  
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年

公 報

8月9日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 山三ふじや 代表取締役 中里 豊

千歳市末広町1丁目4番8号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千歳サテ1

千歳市栄町6丁目51番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時(年間60日は午後9時)

(変更後) 午後9時

(4) 変更する年月日

平成14年4月17日

(5) 上記3の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	住 所	代 表 者 職 氏 名
(株) ポヌフール	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	代表取締役 大川 祐一
(有) フォトプラザカネコ	千歳市末広4丁目7番10号	代表取締役 金子 孝幸
(株) スギハラ	千歳市千代田町3丁目6番地	代表取締役 松坂 敏之
(株) 山三ふじや	千歳市末広1丁目4番8号	代表取締役 中里 豊
北海道茶業(株)	札幌市西区西野8条2丁目10番1号	代表取締役 長谷川明夫
(株) 壺屋総本店	旭川市忠和5条6丁目5番3号	代表取締役 村本 洋
(株) 三 星	苫小牧市糸井141番地	代表取締役社長 小林 正三
(株) まえ多靴店	苫小牧市住吉町2丁目2番2号	代表取締役 前多 孝行

(株) ナカニシ	鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西 弘
(株) 三 貴	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号	代表取締役社長 木村 和巨
(有) ビ ヌ	恵庭市恵み野南2丁目9番2	代表取締役 池永 允子
松 村 良 彦	札幌市清田区真栄5条4丁目2番16号	
(株) エンパイヤー	札幌市北区北23条西5丁目2番37号	代表取締役 山下 準平
(株) コ ヌ イ	札幌市北区北14条西1丁目9番地	代表取締役 駒井 章夫
(株) 玉 光 堂	小樽市花園1丁目10番5号	代表取締役 八木 龍郎
(有) プチフレンド	千歳市根志越577番地の14	代表取締役 鳴海 久恵
(株) さ が 美	横浜市港区下永谷6丁目2番11号	代表取締役社長 石田 敏彦
(有) ヤーンシヨツア藤	札幌市手稲区前田6条15丁目2-5	代表取締役 藤戸 貴弘
(有) も り み	札幌市北区北18条西5丁目20番地	代表取締役 森実 政春
(株) フミヤ札幌	札幌市厚別区大谷地東3丁目3番3-1202号	代表取締役 古野 洋子
(株) キ ャ ン グ	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1	取締役社長 山田 幸雄
(株) テーラーのぐち	千歳市清水町6丁目15番地の2	代表取締役 野口 剛志

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

19,989㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

1,164台

(イ) 駐輪場の収容台数

337台

(ウ) 荷さばき施設の面積

602.90㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

310.67㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

第1355号

報 告 公 報 農 業 北

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前10時（年間67日は午前9時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分（一部午前8時50分）から午後9時30分（一部午後11時）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2か所  
出口3か所  
入口3か所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後10時まで

2 届出年月日  
平成14年3月27日

3 届出書等の縦覧  
(1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道石狩支庁商工労働観光課  
(2) 縦覧期間  
平成14年4月9日（火）から8月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
(3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

**北海道告示第648号**  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立十勝圏  
地域食品加工技術センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用  
料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。  
平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 受託者の名称 財団法人十勝圏振興機構  
2 所 在 地 帯広市西5条南7丁目1番地

**北海道告示第649号**  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立オホー  
ツク圏地域食品加工技術センターの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間におけ  
る使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。  
平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

1 受託者の名称 財団法人オホーツク地域振興機構  
2 所 在 地 網走市北7条西3丁目1番地3

**北海道告示第650号**  
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。  
平成14年4月9日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格
北海道第2841号	肉 骨 粉	チキンミール	窒素全量 りん酸全量	9.0 5.0 該当なし
北海道第2842号	蒸製毛粉	フエザーミール	窒素全量	12.0 同
北海道第2843号	魚かす粉末	9.6カタクラ魚 かす粉末肥料	窒素全量 りん酸全量	9.6 5.0 同

生 産 者	住 所	登 録 年 月 日
北海道第一プロイラー株式会社	伊達市北黄金町123の30	平成14.4.1
株式会社カタクラフーズ	稚内市はまなす4丁目578番地2	同

**北海道告示第651号**  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立産業共  
進会場の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次  
の者に委託した。

平成14年4月9日	財団法人北海道体育文化協会	北海道知事 堀 達 也
1 受託者の名称		

2 所在地 札幌市南区真駒内公園 1 番 1 号

北海道告示第 652 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア 落札に係る物品等の名称 ヨーネライザ (90検体/キット) 1 キット当たりの  
単価

イ 数量 調達予定数量 2,990キット

(2)ア 落札に係る物品等の名称 ヨーネ菌用培地「共立」(8 ml/瓶×20瓶/箱) 1  
箱当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 3,600箱

2 落札を決定した日

平成14年 3月 25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 丸善薬品株式会社

住 所 北広島市大曲工業団地 6 丁目 2 番地13

(2) 氏 名 丸善薬品株式会社

住 所 北広島市大曲工業団地 6 丁目 2 番地13

4 落札金額

(1) 30,000円

(2) 8,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道告示第184号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道農政部農政課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 653 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第 1項の規定により、名寄市曙地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年 4月 9日から20日間、一般の縦

覧に供する。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 654 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、初山別土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

就退 就退任年月日 理事・

任の 別 監事の

別 別

就任 平成14. 4. 1 理 事

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

退任 同 同 14. 3. 31 理 事

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

酒井 茂樹 苫前郡初山別村字有明1027番地の2

海津 和春 同 字有明1418番地

上田 武雄 同 字栄144番地の17

宮本 榮 同 字栄185番地

本間 文孝 同 字初山別235番地の1

立田 洋進 同 字明里1698番地

金田 進 同 字明里1074番地 3

秋山 哲也 同 字共成133番地20

立野 保治 同 字有明1295番地

黒田 誘作 同 字明里993番地 3

高山 悟徹 同 字有明1077番地

蓬沢 徹 同 字有明1405番地

益田 和由 同 字栄162番地

上田 武雄 同 字栄144番地の17

立田 満雄 同 字千代田138番地 1

長坂 哲夫 同 字明里1074番地 3

金田 進 同 字共成133番地20

秋山 義郎 同 字有明1326番地

尾田 新一 同 字明里993番地の3

黒田 誘作 同

北海道告示第 655 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9項において準用する同法第 8 条第 1 項の

規定により、沙流土地区改良区が新たに行う土地改良（去場地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。  
その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成14年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

呼 び 名

北海道告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成14年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

地区名 第2福梅 事業 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、区画整理、暗きよ、土層改良）

地区名 第2南部 事業 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きよ、土層改良）

地区名 西 幕 別 事業 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、農業用排水、暗きよ、土層改良）

地区名 伏古第3 事業 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、土層改良）

地区名 美 園 事業 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良）

地区名 西 春 別 事業 担い手育成草地整備改良（農道）

北海道告示第657号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、平成14年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

地区名 新 幌 事業 畑地帯総合整備（農業用排水、暗きよ、農道、区画整理）

地区名 川 下 事業 区画整理〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理）

春日井 土地改良総合整備〔一般型〕（農業用排水、農道、客土、暗きよ、区画整理）

北 檜 山 中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きよ）

蘭越美稲の郷 中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ）

真 狩 南 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きよ）

芙 蓉 内 農地保全整備（農地保全施設、農道）

芙 蓉 内 〔ほ場整備 〔担い手育成型〕（区画整理）

下 岩 内 同 〔区画整理、農業用排水、暗きよ）

士 別 西 土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、区画整理）

東 雲 土地改良総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水、暗きよ）

上 岐 登 牛 土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ）

中 和 土地改良総合整備〔一般型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理、農用地保全）

富 岡 土地改良総合整備〔緊急生産調整推進型〕（区画整理、農業用排水、農道）

布 礼 別 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良）

福 富 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗きよ、農業用排水、農道、土層改良）

八 千 代 畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農道、暗きよ、土層改良、区画整理）

神 居 畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（区画整理、暗きよ、農業用排水、農道、土層改良）

智 恵 文 畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理、農道、土層改良）

西 達 布 畑地帯総合整備（区画整理、暗きよ、農業用排水、農道、農地保全）

北 瑛 田 畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、客土、区画整理）

解 説 公 報

西	ほ場整備 [担い手育成型] (ほ場整備、農業用排水、農道、暗きよ、客土)	北海道十勝支庁
曙	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
金	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水)	同
占	中山間地域総合整備 (農道、農用地改良保全)	同
江	同 (農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ、農用地改良保全)	同
天塩川	中山間地域総合整備 (農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農用地改良保全)	同
美	広域営農団地農道整備	同
上川中央第2	同	同
平	農免農道整備	同
牛	同	同
蛇	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良)	北海道胆振支庁
と	中山間地域総合整備 (農業用排水、農道)	同
遠	農免農道整備	同
川	土地改良総合整備 [担い手育成型] (客土、暗きよ、区画整理)	同
西	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、土層改良)	北海道十勝支庁
平	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、暗きよ)	同
帯	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、土層改良、暗きよ)	同
帯	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、土層改良、暗きよ)	同
川	農地開発	同
と	中山間地域総合整備 (農業用排水、農道、暗きよ、ほ場整備、農用地改良保全、農用地開発)	同
音	一般農道整備 (山村基幹)	北海道釧路支庁

北海道告示第 658 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年4月9日	北海道知事 堀 達也
同意年月日	事業主体名 地区名 事業の種類
平成14.3.29	江 差 町 鶉 維持管理
同	厚 沢 部 町 同 同

北海道告示第 659 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第219号) 第29条の規定による通知があった。

平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 旭川市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 解除予定保安林の所在 夕張市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 ゴム事業用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 解除予定保安林の所在 雨竜郡沼田町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

第1355号

- 4(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備 目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定され 風害の防備 目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 660 号

平成13年北海道告示第590号 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分)) の一部を次のように改正する。  
平成14年4月9日

北海道知事 堀 達也  
1 閲覧の場所の事項中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に、「札幌市西区二十四軒4条1丁目3番36号」を「旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号」に、「北海道立寒地住宅都市研究所総務課内」を「北海道立北方建築総合研究所総務課内」に改める。

北海道告示第 661 号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。  
平成14年4月9日

- 1(1) 作業種類 公共測量 (管内河川縦横断面作成) 北海道知事 堀 達也
- (2) 作業期間 平成13年8月1日から平成14年3月18日まで
- (3) 作業地域 札幌市、江別市

北海道告示第 662 号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。  
平成14年4月9日

- 1 作業種類 公共測量 (1級水準点) 北海道知事 堀 達也
- 2 作業期間 平成13年11月28日から平成14年2月28日まで
- 3 作業地域 羽幌町

北海道告示第 663 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。  
平成14年4月9日

- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年3月29日 北海道知事 堀 達也
- 2 しゅん功認可を受けた者 北海道  
(1) 氏名又は名称 札幌市中央区北3条西6丁目  
(2) 住 所 北海道知事 堀 達也  
(3) 代表者の氏名  
3 埋立 区域 札幌市中央区北3条西6丁目  
(1) 位 置 類似郡類似町字冬島1番1、1番5、9番1、9番3、字平宇246番1及び246番2地先の公有水面
- (2) 区 域 次のA1の地点からA24の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA24の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)  
原点IV冬島港 (北緯42度05分55秒5457 東経142度59分16秒11116、X = -210,907.770 Y = 61,020.120) から方向角180度21分32秒の方向90.31mの地点  
A1の地点から方向角104度36分47秒の方向38.70mの地点  
A2の地点から方向角219度03分24秒の方向7.05mの地点  
A3の地点から方向角189度05分55秒の方向10.25mの地点

<p>A5の地点 A6の地点 A7の地点 A8の地点 A9の地点 A10の地点 A11の地点 A12の地点 A13の地点 A14の地点 A15の地点 A16の地点 A17の地点 A18の地点 A19の地点 A20の地点 A21の地点 A22の地点 A23の地点 A24の地点</p> <p>(3) 面積 7,723.87㎡</p> <p>4 免許年月日及び番号 平成13年1月19日 砂防第47-22号指令</p> <p>5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 様似町</p> <p><b>北海道告示第664号</b> 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号060-8588)北海道建設部都市計画課とする。 平成14年4月9日</p> <p>1 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区</p>	<p>A4の地点から方向角135度11分35秒の方向6.70mの地点 A5の地点から方向角109度54分32秒の方向1.25mの地点 A6の地点から方向角28度35分57秒の方向4.54mの地点 A7の地点から方向角34度31分17秒の方向6.61mの地点 A8の地点から方向角26度35分07秒の方向6.32mの地点 A9の地点から方向角350度46分59秒の方向4.18mの地点 A10の地点から方向角335度44分47秒の方向9.23mの地点 A11の地点から方向角82度40分29秒の方向7.63mの地点 A12の地点から方向角351度31分41秒の方向12.99mの地点 A13の地点から方向角82度42分34秒の方向35.15mの地点 A14の地点から方向角193度32分56秒の方向13.88mの地点 A15の地点から方向角103度30分39秒の方向45.03mの地点 A16の地点から方向角193度35分01秒の方向10.01mの地点 A17の地点から方向角283度30分45秒の方向57.97mの地点 A18の地点から方向角193度31分05秒の方向60.98mの地点 A19の地点から方向角283度45分58秒の方向20.80mの地点 A20の地点から方向角193度30分45秒の方向70.76mの地点 A21の地点から方向角103度34分16秒の方向20.80mの地点 A22の地点から方向角193度30分42秒の方向8.18mの地点 A23の地点から方向角283度33分36秒の方向63.33mの地点</p>	<p>(2) 都市計画を定める土地の区域 ア 追加する土地の区域 苫小牧市晴海町、字勇払、真砂町の各一部 イ 除外する土地の区域 苫小牧市夕見町1丁目、元中野町1丁目、4丁目、港町1丁目の各一部 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)</p> <p>(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び苫小牧市企画調整部都市開発室都市計画課</p> <p>2 札幌圏都市計画道路に係る事項 (1) 都市計画の種類 道路 (2) 都市計画を定める土地の区域 種別名 称 起 点 終 点 主な経過地 自動車 1-3-1号 札幌自動車 札幌市西區宮 札幌市白石区 札幌市東区北 専用道路 の沢1条3丁 米里2条2丁 34条東1丁目 目 目 目 幹線街路 3-1-47号 札幌新道 札幌市西區宮 札幌市清田区 札幌市白石区 の沢1条3丁 里塚3条6丁 米里2条2丁 目 目 目 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)</p> <p>(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び札幌市企画調整局総合交通対策部道路計画課</p> <p>3 苫小牧圏都市計画道路に係る事項 (1) 都市計画の種類 道路 (2) 都市計画を定める土地の区域 種別名 称 起 点 終 点 主な経過地 幹線街路 3-3-502号 早来苫小牧 早来町字安平 苫小牧市沼ノ 早来町字遠浅 通 端 幹線街路 3-2-301号 北進大通 早来町字北進 早来町字北進 早来町字北進 幹線街路 3-4-302号 北栄通 早来町栄町 早来町北町 早来町北町 幹線街路 3-4-303号 安平駅前通 早来町字安平 早来町字安平 早来町字安平 幹線街路 3-4-304号 早来駅前通 早来町大町 早来町大町 早来町大町 幹線街路 3-4-305号 役場通 早来町大町 早来町大町 早来町大町 幹線街路 3-4-306号 早来中央通 早来町字北進 早来町大町 早来町大町 幹線街路 3-4-307号 北進1号通 早来町字北進 早来町字北進 早来町字北進 幹線街路 3-4-308号 ときわ通 早来町大町 早来町大町 早来町大町</p>
--	--	---

第1355号

報 告 公 報 北 道

幹線街路 3・4・309号 本 町 通 早来町大町 早来町栄町 早来町大町  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)  
 (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、苫小牧市企画調整部都市開発室都市計画課及び早来町都市建設課

4 岩内都市計画道路に係る事項  
 (1) 都市計画の種類 道路  
 (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地  
 幹線街路 3・3・3号 停車場通 岩内町字万代 岩内町字宮園 岩内町字米  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)  
 (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び岩内町建設水道部住宅都市課

5 美幌都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路  
 (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地  
 幹線街路 3・4・1号 美禽橋通 美幌町字大通 美幌町字鳥里 美幌町字新町  
 北3丁目  
 幹線街路 3・4・2号 平 和 通 美幌町字鳥里 美幌町字日の出 美幌町字新町  
 3丁目  
 幹線街路 3・3・3号 桜 通 美幌町字鳥里 美幌町字美富 美幌町字仲町  
 1丁目  
 幹線街路 3・3・4号 旭 通 美幌町字元町 美幌町字稲美 美幌町字大通  
 南1丁目  
 幹線街路 3・3・5号 新町大通 美幌町字新町 美幌町字新町 美幌町字新町  
 3丁目  
 幹線街路 3・4・6号 美 英 通 美幌町字大通 美幌町字稲美 美幌町字東2  
 南4丁目  
 幹線街路 3・4・8号 幸 通 美幌町字三橋 美幌町字稲美 美幌町字稲美  
 町2丁目  
 幹線街路 3・4・10号 公 園 通 美幌町字新町 美幌町字元町 美幌町字仲町  
 3丁目  
 幹線街路 3・3・11号 学 園 通 美幌町字稲美 美幌町字稲美 美幌町字稲美  
 幹線街路 3・4・12号 東 2 条 通 美幌町字東2 美幌町字東2 美幌町字東2  
 条北4丁目 条北1丁目 条北3丁目  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び美幌町建設水道部都市整備課

6 函館圏都市計画墓園に係る事項  
 (1) 都市計画の種類 墓園  
 (2) 都市計画を定める土地の区域

追加する部分  
 名 称 位 置  
 2 野崎公園 上磯郡上磯町字野崎  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)  
 (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び上磯町建設部都市住宅課

北海道告示第665号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画法を認可した。  
 平成14年4月9日 北海道知事 堀 達 也

1(1) 施行者の名称 函館市  
 (2) 都市計画法事業の種類及び名称 函館圏都市計画公園事業 5・4・1号 函館公園  
 (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成21年3月31日まで  
 (4) 事業地 地  
 ア 収用の部分  
 なし  
 イ 使用の部分  
 函館市青柳町地内  
 2(1) 施行者の名称 函館市  
 (2) 都市計画法事業の種類及び名称 函館圏都市計画公園事業 5・6・2号 見晴公園  
 (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成21年3月31日まで  
 (4) 事業地 地  
 ア 収用の部分  
 函館市見晴町地内  
 イ 使用の部分  
 なし

<p>3(1) 施行者の名称 恵庭市                  (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画公園事業 2・2・263号 黄金2号街区公園                  (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成17年3月31日まで                  (4) 事業地 恵庭市戸磯地内                  ア 収用の部分                  イ 使用の部分                  なし</p>	<p>ア 収用の部分 標準津町字中標準地内                  イ 使用の部分                  なし</p>
<p>4(1) 施行者の名称 恵庭市                  (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画公園事業 2・2・264号 黄金3号街区公園                  (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成17年3月31日まで                  (4) 事業地 恵庭市戸磯地内                  ア 収用の部分                  イ 使用の部分                  なし</p>	<p>7(1) 施行者の名称 函館市                  (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画緑地事業 23号 湯川黒松林                  (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成16年3月31日まで                  (4) 事業地 函館市湯川町1丁目地内                  ア 収用の部分                  イ 使用の部分                  なし</p>
<p>5(1) 施行者の名称 八雲町                  (2) 都市計画事業の種類及び名称 八雲都市計画公園事業 3・4・2号 住初公園                  (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成16年3月31日まで                  (4) 事業地 山越郡八雲町住初町地内                  ア 収用の部分                  イ 使用の部分                  なし</p>	<p>平成14年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度北海道予算の要領は、次のとおりである。                  平成14年4月9日                  平成14年度北海道一般会計予算                  平成14年度北海道一般会計予算                  (歳入歳出予算)                  第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,922,694,121千円と定める。                  2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(債務負担行為)                  第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。                  (地方債)                  第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。                  (一時借入金)                  第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。</p>
<p>6(1) 施行者の名称 中標津町                  (2) 都市計画事業の種類及び名称 中標津都市計画公園事業 6・5・1号 中標津町運動公園                  (3) 事業の施行期間 平成14年4月9日から平成21年3月31日まで                  (4) 事業地</p>	

第1355号

報 告 公 債 興 業 北

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算  
歳 歳 入 入

款 項 金 額 (単位 千円)

1	道 税	1 道 事 業 税	538,486,559	9	国 庫 支 出 金	1 国 庫 庫 庫 負 担 助 金	539,759,133
		2 地 事 業 税	123,478,308			2 国 庫 庫 庫 補 託 金	208,407,728
		3 地 方 消 費 税	104,118,635	10	財 産 収 入 金	3 委 託 金	328,141,619
		4 不 動 産 消 取 得 税	73,947,700			1 財 産 運 用 収 入 金	3,209,786
		5 道 た ば こ 利 用 税	21,413,080			2 財 産 運 用 収 入 金	7,585,201
		6 道 場 車 利 用 税	14,647,858	11	寄 附 金	1 財 産 運 用 収 入 金	4,487,637
		7 自 動 車 税	3,575,974			2 財 産 運 用 収 入 金	3,097,564
		8 自 動 車 区 区 車 税	91,553,356	12	繰 上 金	1 寄 附 金	145,980
		9 狩 猟 者 登 録 税	54,095			1 特 別 会 計 繰 上 金	34,612,830
		10 自 動 車 引 取 得 税	100,693			2 基 金 繰 上 金	3,597,344
		11 軽 油 引 取 得 税	20,564,099	13	繰 越 金	1 繰 越 金	31,015,486
		12 人 糞 引 取 得 税	84,678,122			2 繰 越 金	8,000,000
		13 核 燃 料 税	69,262	14	諸 収 入 金	1 繰 越 金	8,000,000
		14 旧 法 による 税	251,020			1 延滞金、加算金及び過料	354,454,067
			34,357			2 預 金 利 子	1,511,732
2	地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	108,131,438			3 貸 付 金 収 入	27,662
			108,131,438			4 受 託 業 業 収 入	326,394,492
3	地方譲与税	1 地方道路譲与税	11,906,000			5 受 収 業 業 収 入	7,422,791
		2 地方石油譲与税	10,660,000			6 雑 業 業 収 入	8,526,000
		3 航空機燃料譲与税	953,000	15	道 債 償 入 金	1 道 債 償 入 金	10,571,390
			293,000				442,825,500
4	地方特例交付金	1 地方特例交付金	4,000,000				442,825,500
			4,000,000				2,922,694,121

款 項		歲 出		(單位 千元)	
1	2	1	2	金額	額
1 議 會 費	1 議 會 費	1 議 會 費	1 議 會 費	3,860,139	32,141,355
2 總 務 費	1 議 會 費	2 總 務 費	2 總 務 費	3,860,139	39,712,561
	2 總 務 費	3 總 務 費	3 總 務 費	268,182,844	7,921,085
	3 總 務 費	4 總 務 費	4 總 務 費	113,035,149	27,948,861
	4 總 務 費	5 總 務 費	5 總 務 費	657,745	2,062,855
	5 總 務 費	6 總 務 費	6 總 務 費	104,705,258	2,052,334
	6 總 務 費	7 總 務 費	7 總 務 費	41,321,710	156,231
	7 總 務 費	8 總 務 費	8 總 務 費	1,521,458	34,214,967
	8 總 務 費	9 總 務 費	9 總 務 費	808,871	8,995,746
	9 總 務 費	10 總 務 費	10 總 務 費	1,095,579	31,083,086
	10 總 務 費	11 總 務 費	11 總 務 費	2,770,142	11,043,102
	11 總 務 費	12 總 務 費	12 總 務 費	1,203,577	25,010,607
	12 總 務 費	13 總 務 費	13 總 務 費	368,497	34,072,914
	13 總 務 費	14 總 務 費	14 總 務 費	694,858	21,661
	14 總 務 費	15 總 務 費	15 總 務 費	27,953,203	255,408,065
3 總 合 企 畫 費	1 總 合 企 畫 費	1 總 合 企 畫 費	1 總 合 企 畫 費	8,995,729	7,758,794
	2 總 合 企 畫 費	2 總 合 企 畫 費	2 總 合 企 畫 費	885,486	2,648,577
	3 總 合 企 畫 費	3 總 合 企 畫 費	3 總 合 企 畫 費	9,350,507	11,987,444
	4 總 合 企 畫 費	4 總 合 企 畫 費	4 總 合 企 畫 費	940,252	201,309,370
	5 總 合 企 畫 費	5 總 合 企 畫 費	5 總 合 企 畫 費	7,781,229	86,821
	6 總 合 企 畫 費	6 總 合 企 畫 費	6 總 合 企 畫 費	4,818,655	5,615,147
	7 總 合 企 畫 費	7 總 合 企 畫 費	7 總 合 企 畫 費	449,551	218,016
	8 總 合 企 畫 費	8 總 合 企 畫 費	8 總 合 企 畫 費	672,602	4,571,392
	9 總 合 企 畫 費	9 總 合 企 畫 費	9 總 合 企 畫 費	535,375	663,982
	10 總 合 企 畫 費	10 總 合 企 畫 費	10 總 合 企 畫 費	1,172,951	19,398,476
	11 總 合 企 畫 費	11 總 合 企 畫 費	11 總 合 企 畫 費	1,365,444	141,762
	12 總 合 企 畫 費	12 總 合 企 畫 費	12 總 合 企 畫 費	1,490,191	401,662
	13 總 合 企 畫 費	13 總 合 企 畫 費	13 總 合 企 畫 費	306,762	606,622
	14 總 合 企 畫 費	14 總 合 企 畫 費	14 總 合 企 畫 費	110,741	274,632,739
	15 總 合 企 畫 費	15 總 合 企 畫 費	15 總 合 企 畫 費	338,278	19,948,600
	16 總 合 企 畫 費	16 總 合 企 畫 費	16 總 合 企 畫 費	256,437,365	4,970,553
	17 總 合 企 畫 費	17 總 合 企 畫 費	17 總 合 企 畫 費		14,183,913
	18 總 合 企 畫 費	18 總 合 企 畫 費	18 總 合 企 畫 費		65,580,417
	19 總 合 企 畫 費	19 總 合 企 畫 費	19 總 合 企 畫 費		1,881,299
	20 總 合 企 畫 費	20 總 合 企 畫 費	20 總 合 企 畫 費		13,842,445

7	農業	村農	計整	備策	業費	593,886	10	警	察	費	150,757,820
8	農業	流通	對園	策芸	費	129,469,050	11	警	察	費	139,518,820
9	農業	通産	畜企	画産	費	1,501,083	1	警	察	費	4,066,099
10	農業	酪農	業企	画産	費	6,916,321	2	交	通	費	7,172,901
11	酪農	業業	業企	画産	費	8,871,291	3	交	通	費	579,109,055
12	酪農	業業	業企	画産	費	497,230	1	教	育	費	24,618,294
13	酪農	業業	業企	画産	費	6,376,651	2	教	育	費	216,318,163
1	水産	林業	務調	理整	費	125,685,024	3	教	育	費	131,722,862
2	水産	林業	務調	理整	費	14,384,435	4	中	学	費	147,970,053
3	水産	林業	務調	理整	費	445,035	5	高	学	費	51,399,306
4	水産	林業	務調	理整	費	5,887,014	6	特	学	費	872,727
5	水産	林業	務調	理整	費	1,924,372	7	学	校	費	3,318,087
6	漁業	漁業	港振	村理	費	52,732,665	8	社	会	費	2,889,563
7	漁業	漁業	港振	村理	費	628,127	1	保	健	費	7,045,150
8	漁業	漁業	港振	村理	費	897,880	1	農	地	費	530,576
9	漁業	漁業	港振	村理	費	1,306,995	2	水	産	費	2,698,112
10	漁業	漁業	港振	村理	費	7,972,818	3	土	木	費	3,816,462
11	森林	業業	林業	林業	費	5,937,314	1	公	債	費	403,235,919
12	森林	業業	林業	林業	費	9,504,409	1	公	債	費	403,235,919
13	森林	業業	林業	林業	費	19,324,126	1	公	債	費	88,109,686
14	森林	業業	林業	林業	費	1,384,439	2	公	債	費	10,866,065
15	森林	業業	林業	林業	費	386,671	1	公	債	費	77,243,621
1	建設	設橋	管り	理う	費	2,968,724	1	子	合	費	200,000
2	建設	設橋	管り	理う	費	470,816,562	2	子	合	費	200,000
3	建設	設橋	管り	理う	費	43,099,484	1	子	合	費	200,000
4	建設	設橋	管り	理う	費	206,025,074	1	子	合	費	200,000
5	建設	設橋	管り	理う	費	81,471,912	1	子	合	費	200,000
6	建設	設橋	管り	理う	費	8,218,965	1	子	合	費	200,000
7	建設	設橋	管り	理う	費	26,591,718	1	子	合	費	200,000
8	建設	設橋	管り	理う	費	11,165,341	1	子	合	費	200,000
9	建設	設橋	管り	理う	費	43,461,809	1	子	合	費	200,000
10	建設	設橋	管り	理う	費	35,946,904	1	子	合	費	200,000
11	建設	設橋	管り	理う	費	14,510,914	1	子	合	費	200,000
	建設	設橋	管り	理う	費	193,969	1	子	合	費	200,000
	建設	設橋	管り	理う	費	130,472	1	子	合	費	200,000
	建設	設橋	管り	理う	費		1	子	合	費	2,922,694,121

第2表 債務負担行為 (その1)

事項 期間 限度 (単位 千円)

平成14年度職員宿舍の賃借に関する債務負担行為 平成14年度から平成34年度まで 8,322,255

北海道火災共済協同組合の共済事業の損失補償に関する債務負担行為 平成14年度から平成16年度まで 1,000,000





地域総合整備資金貸付費	300,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	農道整備事業費	4,427,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩東部広域水道費	76,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	農道整備事業費	4,203,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域水道費	124,000	10%以内		農道整備事業費	3,854,000	10%以内	
対自然環境対策費	181,000	10%以内	国庫からの借入れによる。	漁港海岸保全施設費	1,584,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
野幌森林公園休養園地区整備費	71,000	10%以内		臨時漁港海岸保全施設費	498,000	10%以内	
消費生活協同組合費	4,000	3%以内	国庫からの借入れによる。	臨時特別対策事業費	2,092,000	10%以内	据置期間を含め7年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
振興対策費				林道整備特別対策費	287,000	10%以内	
社会福祉施設整備費	298,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	林道整備特別対策費	8,925,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
				治山事業費	142,000	10%以内	
			国庫からの借入れによる。	臨時治山施設整備費	1,937,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
				水産試験場施設整備費	83,000	10%以内	
			国庫からの借入れによる。	森林整備費	1,346,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
				土木現業所庁舎建設費	238,000	10%以内	
保健所整備費	133,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	直轄道路事業費	59,744,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	310,000	10%以内		道路維持管理費	5,595,000	10%以内	
工業基地開発費	1,503,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	道路新設改良費	18,941,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
技術専門学院施設整備費	845,000	10%以内		積雪寒冷対策費	6,483,000	10%以内	
工業試験場費	52,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	市町村道整備費	2,042,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	2,889,000	10%以内		臨時対策事業費	35,468,000	10%以内	
土地改良事業費	11,306,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	特別対策事業費	6,394,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成事業費	69,000	10%以内		みどりの道・川づくり特別対策事業費	367,000	10%以内	
農地防災事業費	3,544,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める方法による。債券の発行による。	直轄河川改良費	17,792,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備事業費	2,289,000	10%以内		直轄河川改良費	15,797,000	10%以内	
農道等整備事業費	4,164,000	10%以内					

第1355号

北 興 公 報

臨時河川整備事業費	5,785,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別対策事業費	2,930,000	10%以内	
直轄空港整備費	373,000	10%以内	
空港整備費	502,000	10%以内	
港湾海岸保全事業費	48,000	10%以内	
直轄砂防事業費	1,136,000	10%以内	
砂防費	6,993,000	10%以内	
臨時砂防施設整備費	1,790,000	10%以内	
特別対策事業費	191,000	10%以内	
災害関連事業費	138,000	10%以内	
直轄海岸事業費	1,940,000	10%以内	据置期間を含め8年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海岸保全事業費	1,730,000	10%以内	
臨時海岸保全施設整備費	390,000	10%以内	
特別対策事業費	6,436,000	10%以内	
北方建築総合研究所営住宅建設費	18,000	10%以内	
改営住宅建設費	94,500	0	
臨時土地区画整理費			
特別対策事業費			
土地区画整理組合費			
資金貸付事業費			
街路事業整備費	11,355,000	10%以内	据置期間を含め8年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時街路事業費	5,585,000	10%以内	
特別対策事業費	1,433,000	10%以内	
都市公園費	1,555,000	10%以内	
下水道整備費	1,321,000	10%以内	
警察施設整備費	1,033,000	10%以内	
交通安全施設整備費	8,292,000	10%以内	
高等学校施設整備費	2,619,000	10%以内	
特殊学校施設整備費	262,000	10%以内	
情報処理教育設備整備費			
耕地災害復旧費	6,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。
漁港災害復旧費	29,000	10%以内	
林道災害復旧費	14,000	10%以内	
治山災害復旧費	569,000	10%以内	
土木災害復旧費	742,000	10%以内	
借換債	50,600,000	10%以内	
住民税等減税補てん債	6,000,000	10%以内	
臨時財政対策債	79,400,000	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
合 計	442,825,500		

平成14年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算  
 平成14年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算は、次に定めるところによる。





2	繰越金	1	一般会計繰入金	115,966
		10		10
3	諸収入	1	繰越金	798,426
		1	預入金	759
		2	貸付金	704,010
		3	雑収入	93,657
4	道債	1	道債	229,932
		1	道債	229,932
		合計		1,144,334

1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	1,144,334
		合計		1,144,334

第2表	歳出	1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	1,144,334
		合計		1,144,334

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、母子寡婦福祉資金貸付事業費、国庫からの借入れによる。母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成14年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算  
平成14年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ459,000千円と定める。  
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算	歳入	歳出	歳入
--------	----	----	----

1	財産収入	1	財産運用収入	136,003
		2	財産売却収入	3
2	諸収入	1	一般会計借入金	322,997
		合計		322,997
		合計		459,000

平成14年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算  
平成14年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,942,982千円と定める。  
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)  
第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。  
第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表	歳入歳出予算	歳入	歳出	歳入
-----	--------	----	----	----

1	繰入金	1	一般会計繰入金	385,319
		合計		385,319

第1355号

報 告 書 北 興 債 公

2	繰越金	1	繰越金	409,192
3	諸収入	1	繰越金	409,192
		2	預貸付金収入	4,373,186
		3	雑収入	764
4	道債	1	道債	4,102,204
		2	雑債	270,218
		3	雑債	775,285
		4	雑債	775,285
		5	雑債	775,285
		6	雑債	775,285
		7	雑債	775,285
		8	雑債	775,285
		9	雑債	775,285
		10	雑債	775,285
		11	雑債	775,285
		12	雑債	775,285
		13	雑債	775,285
		14	雑債	775,285
		15	雑債	775,285
		16	雑債	775,285
		17	雑債	775,285
		18	雑債	775,285
		19	雑債	775,285
		20	雑債	775,285
		21	雑債	775,285
		22	雑債	775,285
		23	雑債	775,285
		24	雑債	775,285
		25	雑債	775,285
		26	雑債	775,285
		27	雑債	775,285
		28	雑債	775,285
		29	雑債	775,285
		30	雑債	775,285
		31	雑債	775,285
		32	雑債	775,285
		33	雑債	775,285
		34	雑債	775,285
		35	雑債	775,285
		36	雑債	775,285
		37	雑債	775,285
		38	雑債	775,285
		39	雑債	775,285
		40	雑債	775,285
		41	雑債	775,285
		42	雑債	775,285
		43	雑債	775,285
		44	雑債	775,285
		45	雑債	775,285
		46	雑債	775,285
		47	雑債	775,285
		48	雑債	775,285
		49	雑債	775,285
		50	雑債	775,285
		51	雑債	775,285
		52	雑債	775,285
		53	雑債	775,285
		54	雑債	775,285
		55	雑債	775,285
		56	雑債	775,285
		57	雑債	775,285
		58	雑債	775,285
		59	雑債	775,285
		60	雑債	775,285
		61	雑債	775,285
		62	雑債	775,285
		63	雑債	775,285
		64	雑債	775,285
		65	雑債	775,285
		66	雑債	775,285
		67	雑債	775,285
		68	雑債	775,285
		69	雑債	775,285
		70	雑債	775,285
		71	雑債	775,285
		72	雑債	775,285
		73	雑債	775,285
		74	雑債	775,285
		75	雑債	775,285
		76	雑債	775,285
		77	雑債	775,285
		78	雑債	775,285
		79	雑債	775,285
		80	雑債	775,285
		81	雑債	775,285
		82	雑債	775,285
		83	雑債	775,285
		84	雑債	775,285
		85	雑債	775,285
		86	雑債	775,285
		87	雑債	775,285
		88	雑債	775,285
		89	雑債	775,285
		90	雑債	775,285
		91	雑債	775,285
		92	雑債	775,285
		93	雑債	775,285
		94	雑債	775,285
		95	雑債	775,285
		96	雑債	775,285
		97	雑債	775,285
		98	雑債	775,285
		99	雑債	775,285
		100	雑債	775,285

1	中小企業近代化資金貸付事業費	1	中小企業近代化資金貸付事業費	2,371,445
2	公債	1	公債	2,371,445
3	諸支出金	1	公債	2,643,566
		2	公債	2,643,566
		3	公債	2,643,566
		4	公債	2,643,566
		5	公債	2,643,566
		6	公債	2,643,566
		7	公債	2,643,566
		8	公債	2,643,566
		9	公債	2,643,566
		10	公債	2,643,566
		11	公債	2,643,566
		12	公債	2,643,566
		13	公債	2,643,566
		14	公債	2,643,566
		15	公債	2,643,566
		16	公債	2,643,566
		17	公債	2,643,566
		18	公債	2,643,566
		19	公債	2,643,566
		20	公債	2,643,566
		21	公債	2,643,566
		22	公債	2,643,566
		23	公債	2,643,566
		24	公債	2,643,566
		25	公債	2,643,566
		26	公債	2,643,566
		27	公債	2,643,566
		28	公債	2,643,566
		29	公債	2,643,566
		30	公債	2,643,566
		31	公債	2,643,566
		32	公債	2,643,566
		33	公債	2,643,566
		34	公債	2,643,566
		35	公債	2,643,566
		36	公債	2,643,566
		37	公債	2,643,566
		38	公債	2,643,566
		39	公債	2,643,566
		40	公債	2,643,566
		41	公債	2,643,566
		42	公債	2,643,566
		43	公債	2,643,566
		44	公債	2,643,566
		45	公債	2,643,566
		46	公債	2,643,566
		47	公債	2,643,566
		48	公債	2,643,566
		49	公債	2,643,566
		50	公債	2,643,566
		51	公債	2,643,566
		52	公債	2,643,566
		53	公債	2,643,566
		54	公債	2,643,566
		55	公債	2,643,566
		56	公債	2,643,566
		57	公債	2,643,566
		58	公債	2,643,566
		59	公債	2,643,566
		60	公債	2,643,566
		61	公債	2,643,566
		62	公債	2,643,566
		63	公債	2,643,566
		64	公債	2,643,566
		65	公債	2,643,566
		66	公債	2,643,566
		67	公債	2,643,566
		68	公債	2,643,566
		69	公債	2,643,566
		70	公債	2,643,566
		71	公債	2,643,566
		72	公債	2,643,566
		73	公債	2,643,566
		74	公債	2,643,566
		75	公債	2,643,566
		76	公債	2,643,566
		77	公債	2,643,566
		78	公債	2,643,566
		79	公債	2,643,566
		80	公債	2,643,566
		81	公債	2,643,566
		82	公債	2,643,566
		83	公債	2,643,566
		84	公債	2,643,566
		85	公債	2,643,566
		86	公債	2,643,566
		87	公債	2,643,566
		88	公債	2,643,566
		89	公債	2,643,566
		90	公債	2,643,566
		91	公債	2,643,566
		92	公債	2,643,566
		93	公債	2,643,566
		94	公債	2,643,566
		95	公債	2,643,566
		96	公債	2,643,566
		97	公債	2,643,566
		98	公債	2,643,566
		99	公債	2,643,566
		100	公債	2,643,566

1	中小企業近代化資金貸付事業費	1	中小企業近代化資金貸付事業費	2,371,445
2	公債	1	公債	2,371,445
3	諸支出金	1	公債	2,643,566
		2	公債	2,643,566
		3	公債	2,643,566
		4	公債	2,643,566
		5	公債	2,643,566
		6	公債	2,643,566
		7	公債	2,643,566
		8	公債	2,643,566
		9	公債	2,643,566
		10	公債	2,643,566
		11	公債	2,643,566
		12	公債	2,643,566
		13	公債	2,643,566
		14	公債	2,643,566
		15	公債	2,643,566
		16	公債	2,643,566
		17	公債	2,643,566
		18	公債	2,643,566
		19	公債	2,643,566
		20	公債	2,643,566
		21	公債	2,643,566
		22	公債	2,643,566
		23	公債	2,643,566
		24	公債	2,643,566
		25	公債	2,643,566
		26	公債	2,643,566
		27	公債	2,643,566
		28	公債	2,643,566
		29	公債	2,643,566
		30	公債	2,643,566
		31	公債	2,643,566
		32	公債	2,643,566
		33	公債	2,643,566
		34	公債	2,643,566
		35	公債	2,643,566
		36	公債	2,643,566
		37	公債	2,643,566
		38	公債	2,643,566
		39	公債	2,643,566
		40	公債	2,643,566
		41	公債	2,643,566
		42	公債	2,643,566
		43	公債	2,643,566
		44	公債	2,643,566
		45	公債	2,643,566
		46	公債	2,643,566
		47	公債	2,643,566



第1355号

報 告 書

<p>平成14年度北海道公共下水道事業特別会計予算</p> <p>平成14年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,115,172千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。</p>		<p>平成14年度北海道公共下水道事業特別会計予算</p> <p>平成14年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,115,172千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。</p>	
<p>第1表</p> <p>歳入歳出予算</p> <p>歳入歳出</p> <p>款 項</p> <p>1 分担金及び負担金</p> <p>2 使用料及び手数料</p> <p>3 国庫支出金</p> <p>4 繰入金</p>	<p>2 貸付金収入</p> <p>3 雑合計</p> <p>歳出</p> <p>1 林業改善資金貸付事業費</p> <p>合計</p>	<p>360,000</p> <p>9</p> <p>469,085</p> <p>(単位 千円)</p> <p>469,085</p> <p>469,085</p> <p>469,085</p>	<p>145,384</p> <p>100</p> <p>726,723</p> <p>10</p> <p>37</p> <p>605,660</p> <p>121,016</p> <p>8,000</p> <p>8,000</p> <p>1,115,172</p> <p>(単位 千円)</p>
<p>第2表</p> <p>地方債</p> <p>起債の目的</p> <p>特定公共下水道費</p> <p>限度額</p> <p>8,000</p> <p>起債の方法</p> <p>総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。</p> <p>利率</p> <p>10%以内</p> <p>償還の方法</p> <p>据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。</p>	<p>1 公共下水道事業費</p> <p>2 公債費</p> <p>3 諸支出金</p> <p>歳出</p> <p>1 公共下水道事業費</p> <p>1 公債費</p> <p>1 繰出</p> <p>2 雑合計</p>	<p>260,774</p> <p>260,774</p> <p>850,481</p> <p>850,481</p> <p>3,917</p> <p>3,817</p> <p>100</p> <p>1,115,172</p>	<p>1 一般会計繰入金</p> <p>1 繰越金</p> <p>1 延滞金、加算金及び過料</p> <p>2 預金利息</p> <p>3 一般会計借入金</p> <p>4 雑入</p> <p>1 道合</p> <p>1 道合</p>

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,063,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算  
歳入歳入

(単位 千円)

1	分担金及び負担金	1	負担金	913,974
2	国庫支出金	1	国庫補助金	2,912,000
3	繰入金	1	一般会計繰入金	2,520,164
4	繰越金	1	繰越金	100
5	諸収入	1	預金利息	43,620
		2	雑収入	43,140
6	道債	1	道債	674,000
		1	道債	674,000
			合計	7,063,858

歳出

(単位 千円)

1	流域下水道事業費	1	流域下水道事業費	4,770,001
2	公債費	1	公債費	2,272,747
3	諸支出金	1	繰越金	21,110
		2	雑収入	20,110
			合計	7,063,858

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	項目	期間	限度額
平成14年度流域下水道事業に関する債務負担行為		平成14年度から平成15年度まで	2,652,000

第3表

地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	674,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成14年度北海道地方競馬特別会計予算

平成14年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,222,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)  
 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

平成14年度北海道病院事業会計予算  
 (総則)  
 第1条 平成14年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1表

歳入歳出予算  
 歳入 歳出 入

(1) 病 院 数 9病院  
 (2) 病 床 数 1,480床  
 (3) 年 間 取 扱 延 患 者 数 363,175人  
 入 外 来 院 数 636,510人  
 (4) 一 日 平 均 患 者 数 995人  
 入 外 来 院 数 2,598人  
 (5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 129,661千円  
 病 院 建 設 事 業  
 (収益的収入及び支出)  
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款	項	金額	(単位 千円)
1	使用料及び手数料	6,465	
2	財 産 収 入	6,465	
3	寄 附 金	1,698	
4	繰 越 金	1,698	
5	諸 収 入	1,698	
	歳 入	14,208,944	
	歳 出	880	
	計	11,333,593	
	雑 合	1,672,039	
	歳 入	1,202,432	
	歳 出	14,222,117	
1	競 馬 費	14,082,510	
2	諸 支 出 金	110,933	
3	子 備 費	13,971,577	
	歳 入	136,607	
	歳 出	16,479	
	計	120,128	
	雑 合	3,000	
	歳 入	3,000	
	歳 出	3,000	
	計	3,000	

款	項	金額	(単位 千円)
1	病 院 事 業 費 用	21,890,277千円	
2	医 業 費 用	21,082,458千円	
3	医 業 外 費 用	798,819千円	
4	特 別 損 失	9,000千円	
	資本的収入及び支出)		
	第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
	第1款 資 本 的 収 入	1,733,414千円	
	第1項 企 業 債 権	416,000千円	
	第2項 長 期 借 入 金	317,096千円	

第3項 他会計負担金	1,000,318千円	
第1款 資本的支出	1,733,414千円	
第1項 建設改良費	617,853千円	
第2項 企業債償還金	1,115,561千円	
(企業債)		
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
起債の目的	限度額	起債の方法
病院建設事業	416,000千円	総務省、財務省その他からの借入れによる。
		10%以内
		据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
(一時借入金)		
第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。		
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)		
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの		
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		
(1) 職員給与	10,819,550千円	
(2) 交際費	230千円	
(たな卸資産購入限度額)		
第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,899,623千円と定める。		
	平成14年度北海道電気事業会計予算	
(総則)		
第1条 平成14年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。		
(業務の予定量)		
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。		
(1) 年間販売電力量	285,094,000キロワット時	
(2) 主要な建設改良事業		
鷹泊ダム改修事業	128,823千円	
シユーパロ発電所建設事業	95,198千円	

発電中央制御機器改良事業	79,211千円	
(収益的収入及び支出)		
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収入	支出	
第1款 電気事業収益	3,910,649千円	
第1項 営業収益	3,884,866千円	
第2項 財務収益	2,652千円	
第3項 営業外収益	23,131千円	
第1款 電気事業費用	3,618,924千円	
第1項 営業費用	2,354,348千円	
第2項 財務費用	1,095,841千円	
第3項 営業外費用	168,735千円	
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,893,589千円は、過年度分損益勘定留保資金1,797,503千円、中小水力発電開発改良積立金83,029千円及び当年度資本的収支調整額13,057千円で補てんするものとする。 )。		
収入	支出	
第1款 資本的収入	246,051千円	
第1項 企業債	194,000千円	
第2項 補助金	8,047千円	
第3項 補償金	44,004千円	
第1款 資本的支出	2,139,640千円	
第1項 建設改良費	333,561千円	
第2項 企業債償還金	1,106,079千円	
第3項 投資	700,000千円	
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
平成14年度二股発電所改修事業に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで	35,507千円
平成14年度発電中央制御機器改良事業に関する債務負担行為	平成14年度から平成15年度まで	603,715千円

第1355号

報 告 公 刊 報 告

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	鷹泊ダム改修事業 発電中央制御機器 改良事業	千円 124,000 70,000	総務省、財務 省その他から の借入れ又は 知事の定める 債券の発行に よる。	10%以内 10%以内	据置期間を含め30年以 内において、半年賦元 利均等償還又は知事の 定める方法による。た だし、必要に応じて繰 上償還することができ る。
-------	------------------------------	-------------------------	---	----------------	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 719,086千円
- (2) 交際費 720千円

平成14年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 72箇所
- (2) 年間総給水量 87,037,950立方メートル
- (3) 一日平均給水量 238,460立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業  
苫小牧東部地区第一工業用  
水道建設事業 869,404千円  
石狩湾新港地域工業用水道  
建設事業 58,525千円  
室蘭地区工業用水道改修事  
業 215,516千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てられた

め、一般会計から長期借入金294,369千円を借り入れる。

収入	第1款 工業用水道事業収益	1,670,296千円
	第1項 営業収益	1,669,773千円
	第2項 営業外収益	523千円
支出	第1款 工業用水道事業費用	2,092,360千円
	第1項 営業費用	1,652,314千円
	第2項 営業外費用	439,980千円
	第3項 特別損失	66千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,333千円は、過年度分損益勘定留保資金88,152千円、当年度分損益勘定留保資金310,652千円及び当年度資本的収支調整額19,529千円で補てんするものとする。 )。

収入	第1款 資本的収入	1,801,304千円
	第1項 企業補助金	35,000千円
	第2項 補担金	51,300千円
	第3項 他会計からの出資金	29,875千円
	第4項 他会計からの出資金	77,322千円
	第5項 他会計からの長期借入金	1,607,807千円
支出	第1款 資本的支出	2,189,637千円
	第1項 建設改良費	1,210,367千円
	第2項 企業債償還金	979,270千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	室蘭地区工業用水道改修事業	千円 35,000	総務省、財務 省その他から の借入れ又は 知事の定める 債券の発行に よる。	10%以内	据置期間を含め30年以 内において、半年賦元 利均等償還又は知事の 定める方法による。た だし、必要に応じて繰 上償還することができ る。
-------	---------------	--------------	---	-------	---

る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 423,158千円
- (2) 交 際 費 480千円

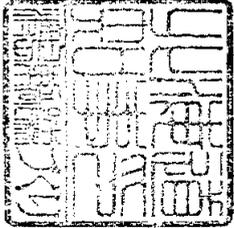
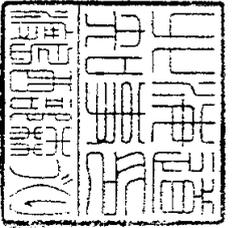
北海道公印規程(昭和45年北海道訓令第19号)第8条第2項の規定により、平成14年4月

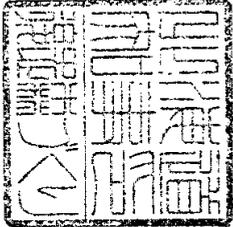
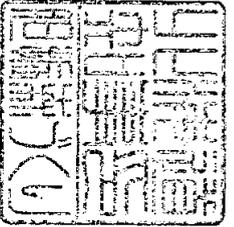
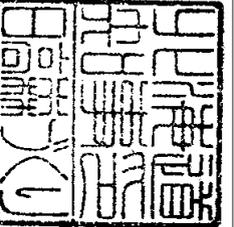
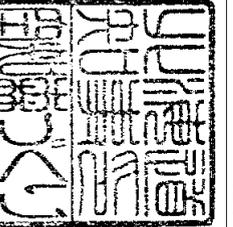
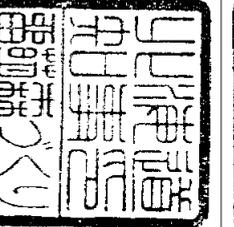
1日、公印の作成及び廃止について次のとおり公印台帳に登録した。

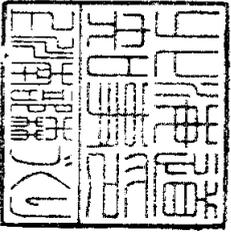
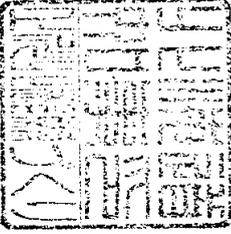
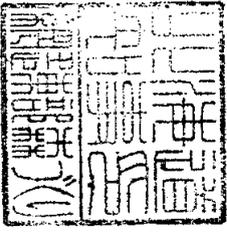
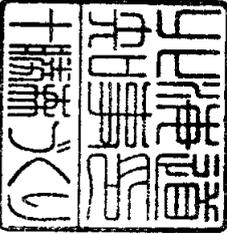
平成14年4月9日

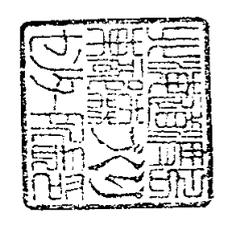
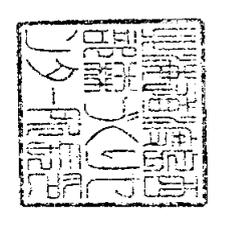
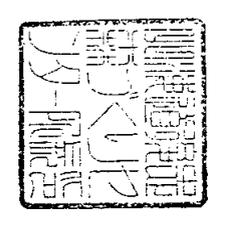
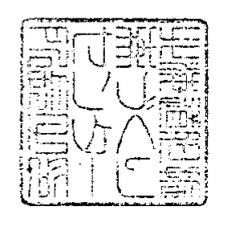
北海道知事 堀 達 也

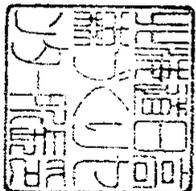
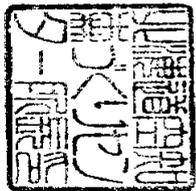
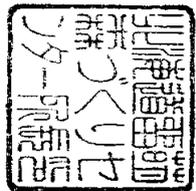
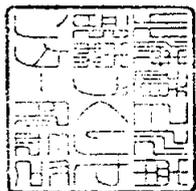
1 作成した公印

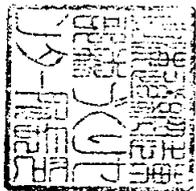
公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道知事印	北海道渡島 東部森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道渡島 西部森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道知事印	北海道後志 森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道胆振 森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道日高 森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道空知 森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道留萌 森づくり センター	一般 文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道知事印	北海道上川南部森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道上川北部森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道網走西部森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道網走東部森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道知事印	北海道十勝森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道知事印	北海道釧路森づくりセンター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道渡島東部森づくりセンター	北海道渡島東部森づくりセンター	一般文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道渡島西部森づくりセンター	北海道渡島西部森づくりセンター	一般文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道後志森づくりセンター	北海道後志森づくりセンター	一般文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道胆振森づくりセンター	北海道胆振森づくりセンター	一般文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道日高 森づくた 一印 所	北海道日高 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道空知 森づくた 一印 所	北海道空知 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道留萌 森づくた 一印 所	北海道留萌 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道上川 南部森づく 一印 所	北海道上川 南部森づく 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道上川 北部森づく 一印 所	北海道上川 北部森づく 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道網走 西部森づく 一印 所	北海道網走 西部森づく 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道網走 東部森づく 一印 所	北海道網走 東部森づく 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道十勝 森づくた 一印 所	北海道十勝 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道釧路 森づくた 一印 所	北海道釧路 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道石狩 森づくた 一印 所	北海道石狩 森づくた 一印 所	一般 文書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 4. 1

北海道檜山 森づくた り印	北海道檜山 森づくた り印	一般 文書用		方 25 ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道宗谷 森づくた り印	北海道宗谷 森づくた り印	一般 文書用		方 25 ミリ メートル	平成 14. 4. 1
北海道根室 森づくた り印	北海道根室 森づくた り印	一般 文書用		方 25 ミリ メートル	平成 14. 4. 1

2 廃止した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸	法
北海道知事印	北海道函館道有林 管理センター	一般文書用	方30ミリメートル	
同	北海道松前道有林 管理センター	同	同	
同	北海道倶知安道有林 管理センター	同	同	
同	北海道苫小牧道有林 管理センター	同	同	
同	北海道浦河道有林 管理センター	同	同	

同	北海道岩見沢道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道留萌道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道旭川道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道美深道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道興部道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道北見道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道浦幌道有林 管理センター	同	同	同
同	北海道厚岸道有林 管理センター	同	同	同
北海道函館道有林 管理センター	北海道函館道有林 管理センター	同	方25ミリメートル	
北海道松前道有林 管理センター	北海道松前道有林 管理センター	同	同	
北海道倶知安道有林 管理センター	北海道倶知安道有林 管理センター	同	同	
北海道苫小牧道有林 管理センター	北海道苫小牧道有林 管理センター	同	同	
北海道浦河道有林 管理センター	北海道浦河道有林 管理センター	同	同	
北海道岩見沢道有林 管理センター	北海道岩見沢道有林 管理センター	同	同	
北海道岩見沢道有林 管理センター	北海道岩見沢道有林 管理センター(滝川林務署)	同	同	

北海道留萌道有林管理センター署長印	北海道留萌道有林管理センター	一般文書用	方25ミリメートル
北海道旭川道有林管理センター署長印	北海道旭川道有林管理センター	同	同
北海道美深道有林管理センター署長印	北海道美深道有林管理センター	同	同
北海道美深道有林管理センター署長印	北海道美深道有林管理センター名寄林務署	同	同
北海道興部道有林管理センター署長印	北海道興部道有林管理センター	同	同
北海道興部道有林管理センター署長印	北海道興部道有林管理センター雄武林務署	同	同
北海道北見道有林管理センター署長印	北海道北見道有林管理センター	同	同
北海道浦幌道有林管理センター署長印	北海道浦幌道有林管理センター	同	同
北海道浦幌道有林管理センター署長印	北海道浦幌道有林管理センター池田林務署	同	同
北海道厚岸道有林管理センター署長印	北海道厚岸道有林管理センター	同	同
北海道江別食肉衛生検査所 長 印	北海道江別食肉衛生検査所	同	同

公

知

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年 4月 9日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

- (1) 業務名 北海道の歴史的資料群の整理事業
- (2) 事業内容 文書館資料整理作業行程のうち、資料の清掃、資料の補修、資料の形態計測、及び資料台帳に記載されているデータと整理資料の該当項目の

照合確認並びに照合確認後のデータ入力を委託する。

(3) 履行期限 平成15年3月25日

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、道内に本社又は事業所（受託事業を実施するため、新たに設置されるものを含む。）を有する者であること。

イ 原則として、過去2年間に於いて国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がなくとも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含めるものとする。

ウ 事業費に占める人件費割合がおおむね8割以上であること及び事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数がおおむね4分の3以上であること。

エ 新規雇用の募集については、原則としてハローワークに対する求人申込みにより行うこと。

(2) プロポーザルの特定基準

ア 業務の実施体制等  
実施体制等

イ 新規雇用の考え方  
新規雇用の業務内容、雇用数、新たな就業の可能性等

ウ 業務処理の考え方等  
業務処理方針及び資料の処理件数（冊）等

3 手続等

(1) 担当部局（連絡・照会先）

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 赤れんが庁舎  
モリスノカハ  
チヨウイン  
 北海道立文書館資料課公文書係  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 822  
 ファクシミリ 011 - 232 - 1851

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法  
 平成14年4月9日（火）から15日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）  
 交付場所は、3の(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法  
 平成14年4月15日（月）午後5時必着

第1355号

北海道教育委員会告示

提出場所は、3の(1)に同じ。  
 持参、郵送（書留郵便に限る）又はフアクシミリによる。  
 (4) プロポーザル提出要請書の送付  
 プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者には、その理由を付して通知する。  
 (5) 提出業者として選定された業者からのプロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法  
 平成14年5月2日（木）午後5時必着  
 提出場所は、3の(1)に同じ。  
 持参すること。  
 4 その他  
 (1) 契約書作成の要否  
 (2) 関連情報入手するための照会先  
 3の(1)に同じ  
 (3) その他  
 後日、プロポーザルに関するヒアリングを行う。  
 詳細は、プロポーザル説明書によること。

1 資格及び調達をする役務の種類  
 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。  
 (1) 契約 平成14年4月9日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁職員等の血液検査業務  
 (2) 資格 北海道教育庁職員等の血液検査業務の資格（以下「資格」という。）  
 (3) 特定役務の種類 北海道教育庁職員等の血液検査業務の資格  
 2 資格要件  
 次のいずれにも該当すること。  
 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。  
 ア 未成年者、成年被後見人、被補佐人、被補助人  
 （ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）  
 イ 破産者で復権を得ない者  
 (2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
 (3) 道税を滞納している者でないこと。  
 (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (5) 平成14年3月1日現在において引き続き2年以上血液検査業務を営んでいること。  
 (6) 平成14年3月1日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約の種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。  
 (7) 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」（昭和33年法律第76号）に基づく衛生検査所の登録を受けている者であること。  
 (8) 道内（札幌市及び江別市を除く。）に所在する北海道教育庁の出先機関及び所管機関（道立学校を除く。）の血液検査業務（判定を除く。）を実施できる者であること。  
 (9) 非営利団体でないこと。  
 3 資格審査の申請の時期及び方法  
 (1) 申請の時期  
 資格審査の申請は、平成14年4月10日から平成14年4月17日までの間にしなければならない。  
 (2) 申請の方法  
 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成し

道内土木現業所告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。  
 平成14年4月9日

- 1 受託者の名称 財団法人北海道体育文化協会 齋田 宏一  
 2 所在地 札幌市南区真駒内公園1番1号

北海道教育委員会教育長告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。  
 平成14年4月9日

- た申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道教育庁企画総務部福利課  
イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
- 4 資格の有効期間  
(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。  
(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。
- 5 資格の喪失  
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。  
(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。  
(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

**北海道教育委員会教育長告示第10号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
平成14年4月9日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする役務の名称及び対象人数 ア 調達をする役務の名称 北海道教育庁職員等の血液検査業務  
イ 検査実施予定人員 568人  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。  
(3) 契約期間 契約締結の日から平成15年3月31日まで  
(4) 履行場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成14年北海道教育委員会教育長告示第9号に規定する北海道教育庁職員等の血液検査業務の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁企画総務部福利課
- 4 入札執行の場所及び日時  
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館8F2号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成14年4月22日 午前10時  
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ  
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ  
5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。  
6 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁企画総務部福利課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 381  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
7 郵便等による入札  
郵便及び電報による入札は認めない。  
8 落札者の決定方法  
入札価格が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第51条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の価格が最低である者を落札者とする。  
9 契約書作成の要否  
要  
10 そ の 他  
(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。  
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道教育庁企画総務部福利課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁企画総務部福利課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 381

**道人事業委員会規則**

道庁の事務に関する事項は、道庁の事務規則に準じて行われなければならない。

平成十四年四月九日 火曜日

平成十四年四月九日

北海道人事委員会規則六一二八

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

職員に任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員に任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則六一二八）の一部を次のように改正する。

別表第一の「教育委員会」（二）「本庁の部次長の職」を「本庁の局長の職」とする。

別表第二の二の項中第八号「保健婦」を「保健師」とし、第九号「保健士」を「助産師」とし、第十号「助産婦」を「看護師」とし、第十三号から第十九号までを二項ずつ繰り上げ、同項第十八号及び第十九号を削る。

同三の項中第十二号「准看護婦」を「准看護師」とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項第十五号を削る。

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

印 編 発

刷 集 行

北 海 道 総 務 部 法 制 文 書 課  
富 士 印 刷 株 式 有 限 公 司